

プール活動、散歩、お泊まり保育等、保護者は「やれ」と言うけれども、深刻な事故が起きた時の責任は100%、園になる、というタイプの活動について、どうコミュニケーションするか：B-3参照

早く伝えないと、「水着を買ってしまった！」と言われる

2024年4月●●日

●●保育園

園長 ●●●

プール活動を廃止します

子どもたちの命と健康を守るため、保護者の皆さまに大切なことをお伝えします。

当園では、今夏からプール活動（子どもを複数人、水をためた中に入れるすべての活動）をやめます。一方、園庭などでの水遊びや泥遊び（室内でも色水遊びや氷遊び等）は積極的に行います。

この項は関係ないなら、削除

理由1：『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂）』（厚生労働省）に、「排泄が自立していない乳幼児は、他者と水を共有しないよう配慮をする」と記されています。過去には、保育園のプールで腸管出血性大腸菌の集団感染も起きています。監視を置く必要性からも、他のクラスの保育を保証するうえでも、3歳未満児をプールと水遊びの集団に分けて活動することはできません。

理由2：内閣府の安全のガイドライン（2016年）では「指導とは別に監視を置くこと」とされているものの、効果的で具体的な監視法は示されておらず、重大事故の発生時には監視者および園の責任となります。「万全を尽くす」と申し上げることは簡単ですが、お預かりするお子様の命が失われた場合、命に対する責任をとることは決してできないと考えます。保育者の心にも大きな傷を残します。

理由3：内閣府の安全のガイドラインには「監視は監視に専念する」とありますが、監視に専念するためには子どものトイレ等につきそう3人めの保育者が必要になり、今の配置基準では不可能です。

理由4：気候変動により、外へ出ることのできない日が増えており、プール活動も熱中症の危険があります。

お子様の命と健康を守るための決定ですので、どうぞご理解のほど、よろしく願いいたします。水遊びは気温が高くなりましたら始めます。

暑くなりすぎる前に始められるよう、長期予報を見ながら準備を